原判決を破棄する。 被告人は無罪。

由

本件控訴の趣意は、主任弁護人金尾哲也、弁護人井上明彦及び同中田大連名作成の控訴趣意書及び控訴趣意補充書に、これに対する答弁は、検察官井村立美作成の答弁書にそれぞれ記載されているとおりであるから、これらを引用する(なお、検察官は、弁論において、当審で取り調べられた関係証拠も勘案の上、適正な判決をされたい旨陳述した。)。

記念は、原判決は、被告人が、有限会社Aが経営するB店に店長として勤務し、同店の当日の売上金をC信用金庫D支店の夜間金庫に入金するなどの業務に従事していたが、前後3回にわたり、①平成13年11月15日ころ、同日分の売上金17万4367円、②同月25日ころ、同日分の売上金26万4993円、③同年12月13日ころ、同月12日分の売上金17万5579円の現金合計61万4939円を業務上預かり保管中、夜間金庫に入金せずに着服して横領したと認定したが、被告人が犯人でないと推認させる事実を無視し、かつ、被告人以外の者が犯人である可能性を安易に否定しているから、被告人が犯人であると認定した原判決には、明らかに判決に影響を及ぼす事実の誤認がある、というのである。1 関係証拠によれば、以下の事実を認めることができる。

- (1) 被告人は、平成12年3月から、有限会社A(以下「A」という。)が経営するB店に店長として勤務し、売上金をC信用金庫D支店(以下「D支店」という。)の夜間金庫に入金するなどの業務に従事していた。B店には、アルバイトやパートが数名いたが、正式な従業員としては、被告人のほかには、同年5月に採用されたEが、同年11月よりマネージャーになり、実質上の責任者として勤務していた。
- (2) B店の売上金については、閉店後にレジスターを締め、自動的に算出される売上げの集計と現金とを照合した上で、営業日報が作成され、営業日報の現金合計の日計額をD支店のAの口座に入金することになっていた。
- (3) Aの口座への入金については、基本的には、D支店から貸与されていたナイトバッグという夜間金庫入金用の鞄を夜間金庫に投入する方法でなされることになっていた。そして、本来の方法としては、普通預金入金帳の普通預金入金控と普通預金入金伝票にそれぞれ入金額を記入し、入金伝票を切り離さないで、ナイトバッグに売上金と普通預金入金帳を入れて施錠し、ナイトバッグを夜間金庫に投入し、後日、D支店のほうで入金額と入金帳の記載とを照合した上、割印等を押して、入金伝票を切り離した入金帳とナイトバッグが返却されることになっていた。しかし、B店では、実際には、入金帳から入金伝票を切り離した上、ナイトバッグに売上金と入金伝票のみを入れて施錠し、夜間金庫に投入していた。
- (4) B店には、D支店から、26番、27番、28番及び359番の4個のナイトバッグとこれらのナイトバッグに共通の鍵及び夜間金庫投入口の鍵が貸与されていた。ナイトバッグの鍵は、被告人とEがそれぞれ1本ずつ保管し、夜間金庫投入口の鍵は、1本しか貸与されておらず、被告人がこれを保管していた。

また、B店のレジスターの鍵は、被告人とEがそれぞれ保管していた。

- (5) B店の売上金を集計し、営業日報及び入金帳を作成した上、売上金及び入金 伝票をナイトバッグに入れて施錠するという作業は、基本的には、Eがこれを行い、被告人は、Eから、ナイトバッグを受け取ってD支店の夜間金庫に投入することになっていたが、Eが不在のときなどには、被告人がこれら一連の作業をすることもあった。
- (6) 売上金及び入金伝票が入ったナイトバッグは、営業日ごとに、原則として、 閉店後、被告人がナイトバッグをD支店の夜間金庫に投入していたが、被告人が出 勤していない日には、売上金をレジスターに入れておくなどして保管し、被告人が 出勤してきた日に、当日の売上金と欠勤日の売上金との合計額及びそれぞれの入金 伝票を1つのナイトバッグに入れて夜間金庫に投入することが多かった。また、週 末や連休の際には、釣り銭が不足することがあったため、売上金をその当日には入 金しないで翌日まで保管して釣り銭に流用するなどし、数日分を併せて1つのナイ トバッグに入れて入金することがあった。

D支店では、夜間金庫に投入されたナイトバッグの番号を書面に記入して記録していたが、B店のナイトバッグの番号が記載されていないのに、売上金に相当

する現金がAの口座に入金されていることがあり(例えば、平成13年10月11日, 同年11月9日, 同月27日), 夜間金庫にナイトバッグを投入する方法ではなく、Eが、営業時間内にD支店の窓口で売上金を入金したこともあった。また、被告人が欠勤した日の翌日にナイトバッグの投入が確認され、Aの預金口座にその前日の売上金が入金されていることもある(平成13年11月1日の入金分)。

被告人とEは、ナイトバッグに複数の営業日の売上金と入金伝票が入れられているとされる場合を含め、ナイトバッグの受け渡しの際、ナイトバッグを開けて、売上金等の有無や金額を確認し合うことはなかった。

2 関係証拠によれば、被告人が着服横領したとして起訴されている平成13年1 1月15日分、同月25日分及び同年12月12日分の各売上金の入金状況について、以下の事実を認めることができる。

(1) 平成13年11月15日分について

タイムカード及び営業日報の記載によれば、被告人は、平成13年11月14日(水曜日)は欠勤し、同月15日(木曜日)は出勤しており、Eは、両日とも出勤している。

同月14日分の売上金は、16万2143円、同月15日分の売上金は、17万4367円であり、両日の営業日報及び入金控の記載状況からすると、両日の売上金の集計、営業日報及び入金控の記入などの作業は、Eがこれを行っている。

同月16日、D支店では、B店の26番のナイトバッグが夜間金庫に投入されていたことが確認されており、このナイトバッグには、同月14日分の売上金に相当する16万2143円及び入金伝票が入っていたが、同月15日分の売上金及び入金伝票は入っておらず、その前後にAの預金口座に同日分の売上金に相当する現金の入金はなされていない。

(2) 平成13年11月25日分について

平成13年11月25日(日曜日)は、被告人及びEとも出勤していたが、 Eは、Aの社長と共に、午後6時ころから行われた常連客のゴルフコンペの忘年会 に出席し、閉店時にはB店にはいなかった。

同日分の売上金は、26万4993円であり、営業日報及び入金控の記載状況からすると、被告人が売上金の集計、営業日報及び入金控の記入などの作業を行っている。

同月26日、D支店では、B店の26番、27番及び28番の3個のナイトバッグが夜間金庫に投入されていたことが確認されており、これらのナイトバッグは、夜間金庫にナイトバッグを投入した際に発行されるレシートからすると、1個は同月25日午前1時48分ころ、1個は同月26日午前1時31分ころにそれぞれ夜間金庫に投入されたことが明らかである。

これらのナイトバッグには、同月21日ないし同月24日の4日分の各売上金に相当する現金及び入金伝票が入っていたが、同月25日分の売上金及び入金伝票は入っておらず、その前後にAの預金口座に同日分の売上金に相当する現金の入金はなされていない。

なお、営業日報の記載によると、Eは、同月26日は欠勤し、同月27日に 出勤している。また、同月27日に同月26日分の売上金がAの預金口座に入金されているが、同月27日には、B店のナイトバッグが夜間金庫に投入されたことは確認されていないことからすると、同月26日の営業終了後には、ナイトバッグが 夜間金庫に投入されたことはなく、同月27日にEがD支店の営業時間に窓口で入金したものと認められる。

(3) 平成13年12月12日分について

タイムカード及び営業日報の記載によれば、被告人は、平成13年12月1 2日は欠勤し、同月13日は出勤しており、Eは両日とも出勤している。

同月12日分の売上金は、17万5579円、同月13日分の売上金は、13万9872円であり、両日の営業日報及び入金控の記載状況からすると、両日の売上金の集計、営業日報及び入金控の記入などの作業は、Fがこれを行っている。

売上金の集計、営業日報及び入金控の記入などの作業は、Eがこれを行っている。 同月13日には、預金口座への入金はない。そして、同月14日、D支店では、B店の28番のナイトバッグが夜間金庫に投入されていたことが確認されており、このナイトバッグは、レシートによれば、同日午前零時31分ころに投入されたものであるが、このナイトバッグには、同月13日分の売上金に相当する13万9872円及び入金伝票が入っていたが、同月12日分の売上金及び入金伝票は入っておらず、その前後にAの預金口座に同日分の売上金に相当する現金の入金はなされていない。 3 原判決は、犯人は、売上金等の集計、運搬等に携わったE、被告人及びD支店の職員に絞られるが、Eは、平成13年11月25日分の売上金の一連の作業には一切携わっていないから、犯人から除かれるとし、D支店の職員も犯人から除かれるとし、D支店の職員も犯人から除かれるとし、D支店の職員も犯人から除かれるとした上、被告人と犯人との同一性について、被告人は、各犯行日のいずれにおいても、売上金及び入金伝票がナイトバッグに収納され、これがD支店の夜間金庫に投入されるまでの間、他者の目を気にすることなく自由に開披しうる状況下で、ナイトバッグを単独で所持していたものであるから、各犯行を容易に実行する、と犯人との同一性を優に認めることができると説示している。そこで、まず、平成は、1000円には、では、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円には、1000円

そこで、まず、平成13年11月15日分及び同年12月12日分の各売上金について検討すると、Eは、被告人が欠勤した翌日には、ナイトバッグに2日分の売上金及び入金伝票を入れて施錠し、被告人に手渡していたことは間違いなく、1日分の売上金を抜いたことは絶対ない旨供述する。しかしながら、被告人は、Eから、ナイトバッグを受け取る際、ナイトバッグを開けて売上金等の有無を確認した。とはなかった上、捜査報告書(当審検第13号証)によれば、ナイトバッグ自体の重さは約320グラムであり、2日分の売上金が入った場合と11月15日分あるいは12月12日分の売上金が抜きとられた場合との重さの差は、4グラム前後にすぎず、被告人において、1日分の売上金が抜き取られて手渡されたとしても、オイトバッグの中身を確認しない限り、これに気付くことはまずあり得ないりられ、Eにおいても、被告人に知られないうちに、1日分の売上金を抜き取り着服することは十分に可能であったということができる。

1 によいでは、 1 にないでは、 1 には、 1 には、

れていることが認められ、被告人の供述が裏付けられている。そうすると、被告人 が売上金の集計等を行った場合であっても、営業終了後、前日までの売上金を夜間 金庫に投入し、当日の売上金についてはレジスターなどに保管していたことも十分 にあり得ることであるといえる。これに対し、Eは、当審において、営業終了後に 三連休の最終日にあたる11月25日分の売上金を夜間金庫に投入しないでおくよ うな理由は考えられず、被告人がこれを盗ったと思う旨供述するが、上記のとお り、Eの供述の信用性は疑わしい。そして、同月26日の営業終了後にはナイトバッグは夜間金庫に投入されていないから、同月25日分の売上金が、Eが出勤した 同月27日までB店の店内に保管されていた可能性も十分にある。したがって、同 日、Eが、D支店の窓口で同月26日分の売上金を入金する際などに、同月25日 分の売上金を着服する機会もあったといわなければならない。

他方、被告人は、B店から支給された給与で単身生活をしていたものであり 消費者金融に多額の借財があったとか,派手な遊興等をしていたことはうかがわれ ず、証拠上、本件各犯行に結びつくような動機が見当たらない。また、着服したとされる現金の使途先や費消の事実に関する証拠は全くない。そして、被告人は、捜査段階から原審及び当審の公判廷に至るまで、一貫して本件各犯行を否定する供述 を続けている。

以上に検討したとおり、Eが本件の犯人であるとの疑いを払拭することはでき 被告人が本件各犯行の犯人であると認めるには合理的な疑いがあるといわなけ ればならない。そうすると、被告人が犯人であると認定した原判決には事実の誤認 がある。

論旨は理由がある。 よって、刑訴法397条1項、382条により原判決を破棄し、同法400条た だし書に従い,更に判決する。

本件公訴事実は、「被告人は、有限会社A(代表取締役F)が経営する山口県宇 部市大字 a b 番地所在のB店に店長として勤務し、同店の当日の売上金を同市大字 c d 番地所在のC信用金庫D支店の夜間金庫に入金するなどの業務に従事している ものであるが、別表記載のとおり、平成13年11月15日ころから同年12月1 3日ころまでの間、前後3回にわたり、上記B店の売上金である現金合計61万4 939円を上記有限会社Aのため業務上預かり保管中、ほしいままに自己の用途に 当てる目的で、いずれもそのころ、上記夜間金庫に入金せずに着服して横領したも のである。」というのであるが、上記のとおり、結局本件公訴事実については犯罪 の証明がないことになるから、刑訴法336条により被告人に対し無罪の言渡しを することとして、主文のとおり判決する。

平成15年7月24日 広島高等裁判所第一部

> 久 保 裁判長裁判官 圁 人 芦 裁判官 髙 源 裁判官 島 田